# 子育て住宅促進区域部会の設置について

## 1 子育で住宅促進区域部会の設置(住宅審議会運営規程の改正)

住宅審議会における審議を円滑に行い、専門的、機動的、効率的な検討を行 うため、下記部会を住宅審議会規則第7条に基づき設置することとし、住宅審 議会運営規程を改正する。

#### 【住宅審議会運営規程の改正】

珥 伝	Jr. 丁 安
現行	改正案
住宅審議会運営規程	住宅審議会運営規程
(略)	(略)
(部会及び部会の議決をもって審議会の議	(部会)
<u>決とする事項</u> )	
第5条 審議会に置く部会の名称及び分掌	第5条 審議会は、子育て住宅促進区域の指
事務は、次のとおりとする。	定等の施策の推進に関する事項を調査審
(1) 政策部会	議させるため、子育て住宅促進区域部会
住宅に関する総合的施策の推進に関す	<u>を置くものとする。</u>
<u>る事項</u>	
(2) 県営住宅管理部会	
<u>県営住宅の管理に関する事項</u>	
2 規則第2条第1項第1号から第7号ま	2 子育て住宅促進区域部会の議決につい
でに規定する事項に関しては、規則第7	ては、規則第7条第6項の規定により部
条第6項の規定により部会の議決をもっ	会の議決をもって審議会の議決とするも
て審議会の議決とするものとする。	のとする。
(略)	(略)
	<u>附 則</u>
	この規程は、令和6年3月26日から施行す
	<u>3.</u>

## 【子育て住宅促進区域部会】

部会長 檜 谷 美恵子 (住宅政策)

委員 安田丑作(住宅計画)

清 水 陽 子 (都市政策)

松 原 永 季 (まちづくり)

穎 川 久 美 (消費者)

議論の必要に応じて、住宅審議会運営規程第3条の規定に基づき委員以外の 者を適宜招致する。

### 2 スケジュール (予定)

3月26日:審議会(委員改選、部会設置)

第1回部会(区域指定要件、調査審議内容)

5~6月 :第2回部会(具体の案件を調査審議)

※区域数等によっては複数回開催

年度内:審議会(予定)